

2024年10月

このパンフレットには別冊で「重要事項のご説明」があります。あわせてご覧ください。

外国人技能実習生総合保険 団体総合生活補償保険 (MS&AD型) のご案内

外国人技能実習生総合保険は、海外旅行傷害保険(セットされる主な特約:外国人研修生特約、技能実習特約、治療費用の支払責任の一部変更に関する特約)および団体総合生活補償保険(セットされる主な特約:日常生活賠償特約、本人のみ補償特約(賠償責任補償特約用))で構成されています。

死亡・
後遺障害

ケガ

病気

日常生活
賠償



代理店・扱者(お問合わせ先)

株式会社 国際研修サービス

〒108-0014 東京都港区芝四丁目13番2号 田町フロントビル5階

TEL 03(3453)3700 FAX 03(3453)3703

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社／損害保険ジャパン株式会社
東京海上日動火災保険株式会社／あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

公益財団法人 国際人材協力機構 (JITCO)

01 外国人技能実習生総合保険

1 この保険の特徴	P3
2 保険契約者・保険加入者・被保険者	P3
3 補償内容	P4
4 保険金額・保険料	P6
5 ご契約方法とご加入手続き	P8
外国人技能実習生総合保険 補償の詳細	P9

02 団体総合生活補償保険(MS&AD型)

1 補償のラインアップ	P12
2 保険契約者・保険加入者・被保険者	P12
3 補償内容	P12
4 保険金額・保険料	P13
5 ご契約方法とご加入手続き	P13
団体総合生活補償保険 (MS&AD 型) 補償の詳細	P14

※(株)国際研修サービスのホームページ(<http://www.k-kenshu.co.jp/>)「Q&A」に詳しい解説がありますので、ぜひご覧ください。

外国人技能実習生総合保険ってなに？

2010年7月に技能実習生の保護充実を内容とした改正入管法が施行され、受入れにあたって、実習実施者等が労災保険の届出等の措置を講じていなければならない、また、「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」において、公的保険を補完する民間の傷害保険等に加入することも、その保護に資するものであるとされました。



法務省ガイドライン「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」

毎年、不慮の事故や疾病に遭遇する技能実習生が見受けられることから、関係法令に基づき健康保険等に加入することはもちろんのこと、これらの公的保険を補完するものとして民間の傷害保険等に加入することについても、技能実習生の保護に資するものといえます。

そこで上記の民間の傷害保険として、技能実習生専用の外国人技能実習生総合保険が開発されました。つきましては、その内容をご案内いたしますので、ご加入方ご検討くださいますようお願い申し上げます。

01 外国人技能実習生総合保険

在留資格「技能実習1号」、「技能実習2号」に加え、再加入手続きを行うことで「技能実習3号」までの期間をカバーする保険です。

基本補償

外国人技能実習生総合保険のご加入にあたり

外国人技能実習生総合保険にご加入いただくことで、技能実習生がケガや病気となった場合、安心して治療を受けていただくための一助としていただき、充実した技能実習活動にお役立てください。



1 この保険の特徴

日常生活における治療費用をカバー!

被保険者の自己負担分(治療のため現実に支出した金額)が補償されます。
また、国民健康保険、健康保険等の資格取得の時期を考慮し、母国出国から一定期間は所定の傷害・疾病治療費用を100%補償することができます。



自転車運転中の事故の賠償金も補償!

自転車運転中に歩行者と接触事故を起こしたなど、法律上の賠償責任を負った場合にお支払いします。



▼補償のラインアップ

死亡
(ケガ・病気)



後遺障害
(ケガのみ)



治療費用
(ケガ・病気)



日常生活賠償
(示談交渉サービス付き)



救援者費用等
(渡航・宿泊費用等)



2 保険契約者・保険加入者・被保険者

保険契約者 公益財団法人 国際人材協力機構

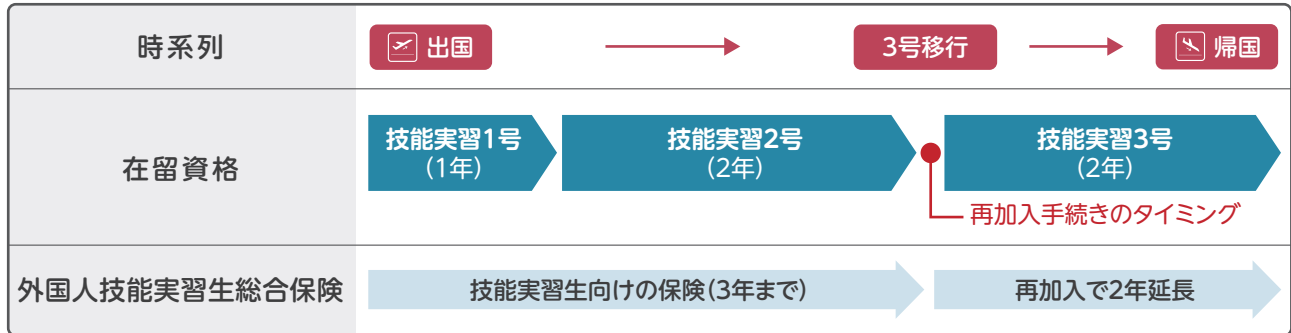
保険加入者 監理団体または実習実施者

被保険者(保険の対象となる方) 技能実習生(「技能実習」の在留資格をもって技能実習に従事するもの)

3 補償内容

技能実習2号から3号に移行する際には、外国人技能実習生総合保険への再加入手続きが必要となります。

補償対象期間



補償範囲

時系列	出国	→	3号移行	→	帰国
期間	治療費用 100%補償期間 ^{※1}	→	治療費用30%補償期間 ^{※3}	→	治療費用30%補償期間 ^{※3}
傷害 疾病 死亡時の補償	死亡保険金 疾病死亡保険金	→	死亡保険金 疾病死亡保険金	→	死亡保険金 疾病死亡保険金
傷害 後遺障害の補償	後遺障害 保険金	→	後遺障害保険金	→	後遺障害保険金
傷害 疾病 治療費の補償	治療費用の 100%補償 ^{※2}	→	国民健康保険、協会けんぽ、 組合管掌健康保険(70%給付) 治療費用の30%補償 ^{※4}	→	国民健康保険、協会けんぽ、 組合管掌健康保険(70%給付) 治療費用の30%補償 ^{※4}
第三者への 損害賠償	損害賠償金、 訴訟費用 等	→	損害賠償金、訴訟費用 等	→	損害賠償金、訴訟費用 等
死亡、 危篤時への 救援者費用	救援者(ご家族)の 往復交通費、 ホテル宿泊費 等	→	救援者(ご家族)の 往復交通費、ホテル宿泊費 等	→	救援者(ご家族)の 往復交通費、ホテル宿泊費 等

(※1) 母国出国から、日本の国民健康保険・健康保険等の公的保険制度が適用されるまでの期間、この保険で治療費用が100%補償されるように選択することができます。「なし」・「15日」・「1か月」・「2か月」の4パターンをご用意しました。国民健康保険・健康保険等にご加入の場合は「なし」を選択してください。

(※2) 治療費用100%補償期間中であっても、治療費用保険金・疾病治療費用保険金の約款に定める費用を補償します。
(「100%補償」は「30%補償」と区別するためのプラン名であり、ご負担された費用全てを100%補償するものではありません。)

(※3) 死亡時の補償、後遺障害の補償、治療費の補償について、業務上の事由または通勤によらない傷病のみが保険金お支払いの対象となります。詳細はP9～11をご覧ください。

(※4) 「治療費用30%補償期間」については治療費用の支払責任の一部変更に関する特約がセットされているため、雇用契約が発効されず健康保険等の被保険者になっていない場合、健康保険等の被保険者であっても健康保険対象外の治療によって健康保険等からの給付がなされない場合、技能実習終了後の日本国を出国してから母国等で帰国手続きを終了するまでの間で健康保険等の被保険者になっていない場合は、本特約に定める「治療費用」については30%を乗じた額でのお支払いになります。詳細はP.9～11をご覧ください。

● 保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

● 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

この保険は次の保険金をお支払いします(概要)

急激かつ偶然な外来の事故によるケガや、病気を補償します。



治療費用保険金

責任期間中に発生した事故日からその日を含めて180日以内に要した費用



死亡・後遺障害保険金

責任期間中に発生した事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合もしくは後遺障害が生じた場合



疾病治療費用保険金

責任期間中に発病した病気で、治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用



疾病死亡保険金

責任期間中に病気で死亡した場合

日常生活賠償保険金

過って、他人の物を壊したり、他人をケガさせたりして、法律上の損害賠償責任を負担したときにお支払いします。

職務遂行に基づく損害賠償や実習生の居室など、他人から借りたり預かっていたりしている物に対する損害賠償、自動車・バイク・電動キックボードによる損害賠償を除きます。



〈示談交渉サービス付〉

救援者費用等保険金

病気またはケガにより死亡したり、危篤状態となったときなどに、現地までの親族等の渡航費用等をお支払いします。



保険金をお支払いしない主な場合



妊娠・出産・流産・早産およびこれらに起因するケガや病気



虫歯・親知らず等の歯科疾病

ただしケガによる歯科治療を除きます。



業務上・通勤途上の傷病

ただし、上記いずれの傷病も死亡・危篤状態となった場合は、救援者費用等保険金のお支払いの対象となります。

※ 保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、後記「外国人技能実習生総合保険 補償の詳細」をご確認ください。

お支払い例のご案内



1 業務上災害・通勤途上災害でも救援者費用等保険金はお支払いします。

ロボットの稼働設定ミスにより、予想外の動きで製品とロボットの間で頭部を挟まれ、危篤状態となりました。

本件は業務上災害のため、治療費用保険金や後遺障害保険金はお支払いできませんでしたが、ご家族が中国から駆けつけた際の航空券代(60万円)・その他現地までの交通費(15万円)・宿泊費(30万円)・国際電話料等の通信費等(10万円)で総額約115万円をお支払いしました。

2 地震によるケガや死亡に対しても補償します。

地震で倒れたタンスの下敷きになってケガをしたり、大地震で社員寮が倒壊し亡くなられた場合、治療費用保険金や死亡保険金をお支払いします。

3 自転車運転中の交通事故に伴う賠償金もお支払いします。

被保険者が自転車で走行中に、赤信号を見落とし、走行していたバイクと衝突。バイク運転者(30才)は転倒して頭を強く打ち、後遺障害を負いました。被害者(バイク運転者)の治療費・逸失利益で総額1億4,000万円をお支払いしました。

4 保険金額・保険料

下表にて各タイプ別の保険金額・保険料をご案内しております。保険期間は13か月と37か月をお示しております。

タイプ	保 険 金 額						保 険 料		
	傷 害		疾 病		賠償責任	救 援 者 費 用	治療費用 100% 補償期間	保険期間 …13か月	保険期間 …37か月
	死亡・ 後遺障害	治療費用	死 亡	治療費用					
1	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	1億円	300万円	なし	11,740円	28,430円
							15日	13,330円	30,020円
							1か月	13,810円	30,500円
							2か月	14,070円	30,950円
2	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	1億円	300万円	なし	15,350円	37,220円
							15日	17,340円	39,210円
							1か月	17,910円	39,810円
							2か月	18,130円	40,250円
3	2,000万円	100万円	2,000万円	100万円	1億円	300万円	なし	18,550円	45,020円
							15日	20,840円	47,310円
							1か月	21,460円	47,960円
							2か月	21,630円	48,400円
4	3,000万円	100万円	3,000万円	100万円	1億円	300万円	なし	24,950円	60,620円
							15日	27,840円	63,510円
							1か月	28,560円	64,260円
							2か月	28,630円	64,700円
5	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	3億円	300万円	なし	12,730円	31,260円
							15日	14,390円	32,920円
							1か月	14,800円	33,330円
							2か月	15,070円	33,790円
6	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	3億円	300万円	なし	16,340円	40,050円
							15日	18,400円	42,110円
							1か月	18,900円	42,640円
							2か月	19,130円	43,090円
K	1,000万円	70万円	1,000万円	70万円	5,000万円	200万円	なし	9,840円	23,730円
							15日	11,140円	25,030円
							1か月	11,430円	25,340円
							2か月	11,610円	25,680円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	3,000万円	200万円	なし	9,330円	22,510円
							15日	10,720円	23,900円
							1か月	11,130円	24,320円
							2か月	11,380円	24,720円
B	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	3,000万円	200万円	なし	11,510円	27,880円
							15日	13,080円	29,450円
							1か月	13,550円	29,920円
							2か月	13,830円	30,380円
C	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	3,000万円	200万円	なし	15,110円	36,650円
							15日	17,070円	38,610円
							1か月	17,650円	39,210円
							2か月	17,860円	39,640円
D	700万円	300万円	700万円	300万円	3,000万円	200万円	なし	16,480円	39,670円
							15日	19,650円	42,840円
							1か月	20,390円	43,520円
							2か月	21,180円	44,580円
E	1,000万円	300万円	1,000万円	300万円	3,000万円	200万円	なし	18,650円	45,070円
							15日	22,000円	48,420円
							1か月	22,750円	49,300円
							2か月	23,490円	50,190円
F	1,500万円	300万円	1,500万円	300万円	3,000万円	200万円	なし	22,290円	53,770円
							15日	26,210円	57,690円
							1か月	27,000円	58,540円
							2か月	27,820円	59,560円

(注) 保険料は、ご加入の被保険者数や保険金支払い状況により変更される場合があります。

▼治療費用100%補償期間

タイプ	A	B	C	D	E	F	K	1	2	3	4	5	6
なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15日	1,390円	1,570円	1,960円	3,170円	3,350円	3,920円	1,300円	1,590円	1,990円	2,290円	2,890円	1,660円	2,060円
1か月	2,310円	2,740円	3,320円	4,830円	5,160円	6,010円	2,120円	2,780円	3,360円	3,860円	4,860円	2,850円	3,430円
2か月	3,200円	3,790円	4,650円	6,730円	7,190円	8,360円	2,970円	3,840円	4,710円	5,410円	6,810円	4,000円	4,870円

▼治療費用30%補償期間

タイプ	A	B	C	D	E	F	K	1	2	3	4	5	6
1か月	1,480円	1,760円	2,310円	2,940円	3,180円	3,610円	1,480円	1,800円	2,350円	2,800円	3,700円	1,870円	2,420円
2か月	2,040円	2,410円	3,110円	4,060円	4,390円	5,000円	2,040円	2,460円	3,170円	3,770円	4,970円	2,620円	3,330円
3か月	2,790円	3,380円	4,330円	5,290円	5,800円	6,760円	2,840円	3,450円	4,400円	5,250円	6,950円	3,680円	4,630円
4か月	3,500円	4,220円	5,460円	6,520円	7,220円	8,420円	3,620円	4,310円	5,550円	6,650円	8,850円	4,610円	5,850円
5か月	4,140円	5,030円	6,590円	7,690円	8,470円	9,940円	4,290円	5,130円	6,690円	8,040円	10,740円	5,500円	7,060円
6か月	4,830円	5,920円	7,700円	8,720円	9,780円	11,570円	5,040円	6,040円	7,830円	9,430円	12,630円	6,500円	8,290円
7か月	5,470円	6,710円	8,690円	9,830円	11,060円	13,120円	5,700円	6,850円	8,840円	10,640円	14,240円	7,390円	9,380円
8か月	6,140円	7,530円	9,600円	10,990円	12,380円	14,730円	6,450円	7,690円	9,750円	11,750円	15,750円	8,300円	10,360円
9か月	6,840円	8,410円	10,970円	12,130円	13,630円	16,330円	7,210円	8,580円	11,140円	13,440円	18,040円	9,270円	11,830円
10か月	7,500円	9,190円	12,080円	13,230円	14,990円	17,940円	7,890円	9,370円	12,270円	14,820円	19,920円	10,130円	13,030円
11か月	8,180円	10,040円	13,210円	14,450円	16,300円	19,460円	8,640円	10,230円	13,420円	16,220円	21,820円	11,070円	14,260円
12か月	8,820円	10,810円	14,330円	15,560円	17,590円	20,990円	9,310円	11,030円	14,550円	17,600円	23,700円	11,950円	15,470円
13か月	9,330円	11,510円	15,110円	16,480円	18,650円	22,290円	9,840円	11,740円	15,350円	18,550円	24,950円	12,730円	16,340円
14か月	9,960円	12,270円	16,200円	17,540円	19,870円	23,750円	10,490円	12,510円	16,450円	19,900円	26,800円	13,580円	17,520円
15か月	10,480円	12,920円	16,960円	18,490円	20,940円	25,000円	11,070円	13,180円	17,230円	20,830円	28,030円	14,330円	18,380円
16か月	10,990円	13,530円	17,840円	19,420円	21,970円	26,270円	11,600円	13,800円	18,110円	21,910円	29,510円	15,020円	19,330円
17か月	11,520円	14,220円	18,750円	20,340円	23,030円	27,510円	12,130円	14,510円	19,040円	23,040円	31,040円	15,800円	20,330円
18か月	12,120円	14,980円	19,720円	21,370円	24,220円	29,000円	12,780円	15,280円	20,030円	24,230円	32,630円	16,650円	21,400円
19か月	12,690円	15,680円	20,660円	22,380円	25,410円	30,330円	13,400円	15,990円	20,990円	25,390円	34,190円	17,450円	22,450円
20か月	13,210円	16,300円	21,440円	23,330円	26,390円	31,540円	13,920円	16,620円	21,780円	26,330円	35,430円	18,150円	23,310円
21か月	13,740円	16,910円	22,300円	24,240円	27,420円	32,780円	14,520円	17,250円	22,650円	27,400円	36,900円	18,860円	24,260円
22か月	14,360円	17,650円	23,280円	25,330円	28,680円	34,240円	15,170円	18,000円	23,640円	28,590円	38,490円	19,680円	25,320円
23か月	14,960円	18,360円	24,150円	26,270円	29,740円	35,540円	15,800円	18,720円	24,530円	29,680円	39,980円	20,480円	26,290円
24か月	15,400円	19,000円	24,930円	27,260円	30,800円	36,780円	16,240円	19,380円	25,320円	30,620円	41,220円	21,220円	27,160円
25か月	15,940円	19,620円	25,850円	28,130円	31,870円	38,050円	16,830円	20,010円	26,250円	31,750円	42,750円	21,920円	28,160円
26か月	16,550円	20,370円	26,830円	29,200円	33,050円	39,540円	17,470円	20,770円	27,250円	32,950円	44,350円	22,760円	29,240円
27か月	17,070円	21,060円	27,720円	30,180円	34,110円	40,780円	18,000円	21,480円	28,150円	34,050円	45,850円	23,550円	30,220円
28か月	17,630円	21,780円	28,590円	31,090円	35,210円	42,140円	18,610円	22,210円	29,030円	35,130円	47,330円	24,350円	31,170円
29か月	18,130円	22,390円	29,560円	31,930円	36,310円	43,320円	19,130円	22,830円	30,020円	36,320円	48,920円	25,040円	32,230円
30か月	18,750円	23,250円	30,520円	33,040円	37,590円	44,810円	19,780円	23,700円	30,990円	37,490円	50,490円	25,990円	33,280円
31か月	19,250円	23,740円	31,450円	33,980円	38,620円	46,050円	20,310円	24,210円	31,950円	38,650円	52,050円	26,590円	34,330円
32か月	19,820円	24,440円	32,210円	34,890円	39,680円	47,230円	20,920円	24,930円	32,710円	39,560円	53,260円	27,380円	35,160円
33か月	20,400円	25,140円	33,120円	35,800円	40,680円	48,620円	21,540円	25,630円	33,640円	40,690円	54,790円	28,160円	36,170円
34か月	21,010円	25,880円	34,080円	36,830円	41,870円	50,110円	22,180円	26,390円	34,610円	41,860円	56,360円	28,990円	37,210円
35か月	21,520円	26,590円	34,990円	37,850円	43,000円	51,200円	22,710円	27,110円	35,540円	42,990円	57,890円	29,790円	38,220円
36か月	22,010円	27,180円	35,890円	38,690円	44,140円	52,530円	23,220円	27,720円	36,450円	44,100円	59,400円	30,480円	39,210円
37か月	22,510円	27,880円	36,650円	39,670円	45,070円	53,770円	23,730円	28,430円	37,220円	45,020円	60,620円	31,260円	40,050円

5 ご契約方法とご加入手続き

(1) ご契約方法

治療費用100%補償期間の設定の仕方

母国出国から、日本の国民健康保険・健康保険等の公的保険制度が適用されるまでの期間に基づいて、「なし」・「15日」・「1か月」・「2か月」の4パターンから設定してください。国民健康保険・健康保険等にご加入の場合は「なし」を選択してください。

保険期間(保険に加入する期間)の設定の仕方

外国人技能実習生総合保険は、「技能実習」の在留資格を有する期間を補償の対象としているため、技能実習予定期間に応じて、保険期間を設定します。

保険期間の設定につきましては、母国を出国してから帰国するまで保険期間が不足しないように、設定することをおすすめいたします。

(注)保険始期は設定日の午前0時から始まり、保険終期は終了日の午後12時までとなります。

⚠️ 重要

海外旅行傷害保険 保険責任期間(補償の対象となる期間)のご説明

設定された保険期間内において、この保険にて保険会社が支払責任を負う期間(補償の対象となる期間)は以下のとおりです。

(注) 設定した保険期間内でも、保険責任期間に含まれない場合は、補償の対象となりません。

保険責任期間

出国確定日以降、保険加入者が保険契約の締結時に定めた保険期間開始時から、日本国における技能実習を終了し、母国等への帰国手続きを終了するまでとなります。

ただし、以下に該当する場合は、母国等への帰国手続きを終了する前でも保険責任期間は終了します。

- (a) 被保険者証明書記載の保険期間の末日(=帰国予定日)の午後12時において、帰国手続きが終了していない場合は、保険期間の末日の午後12時をもって終了します。
ただし、帰国手続きが保険期間の末日の午後12時までに行われることが予定されているにもかかわらず、次の事由のいずれかによって遅延した場合は、保険責任の終期はその事由により帰国手続きが通常遅延すると認められる時間で、かつ72時間を限度に延長されます。
①被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の航空機・船舶・車両等の交通機関のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航もしくは運休
②交通機関の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能
③被保険者が治療を受けたこと
④被保険者が乗客として搭乗している交通機関または入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束、被保険者の誘拐等(本事由についての延長期間は72時間に限らず、被保険者が解放され正常な旅行行程につくまでに要した時間だけ延長されます。ただし、帰国手続きを終了したときまたは当初予定していなかった目的地に向けて出発した時のいずれか早い時までとします。)
- (b) 保険期間の末日より前に技能実習の在留期間が満了した場合は、その時点で保険責任は終了します。
ただし、技能実習を終了し、在留期間満了前に日本国を出国していた場合は、母国等への帰国手続きを終了するまでとなります。
- (c) 技能実習の在留期間が満了する前であっても、保険期間の末日より前に技能実習が終了しないまま被保険者が日本国から出国した場合には、その時点において保険責任は終了します。ただし、被保険者が再入国許可を得て出国した場合には、出国の日の後30日間は保険責任は継続するものとします。また日本への再入国後は出国期間に関わらず保険責任が継続します。

■ 団体総合生活補償保険・保険責任期間(補償の対象となる期間)のご説明

団体総合生活補償保険について海外旅行傷害保険の責任期間とは異なり、保険始期日初日午前0時に始まり、末日の午後12時に終了します。

(海外旅行傷害保険で選択された保険期間と同一です。)

(2) ご加入手続き

WEBにてお申し込みください。

(株)国際研修サービスのホームページ(<http://www.k-kenshu.co.jp/>)もしくは直接リンク先(k-kenshu.net)から加入内容を入力いただき、お申込ください。

保険料のお支払い

保険料は出国日が確定し、出国するまで、もしくは保険開始希望日までに(公財)国際人材協力機構の下記指定口座にご送金ください。

誠に恐れ入りますが振込手数料は貴社にてご負担願います。

払込先銀行	みずほ銀行 東京中央支店	三井住友銀行 東京公務部
普通預金口座	2883107	900809
受取人	ザイ) コクサイジンザイキョウリヨクキコウ ホケンリヨウグチ	ザイ) コクサイジンザイキョウリヨクキコウ

⚠️ 注意

出国日確定通知および入国資格欠格者通知書のご提出

未入国でご契約の場合は技能実習生の母国等からの出国日が確定し、入国が確認できたときには、『技能実習生出国日兼入国資格欠格者通知書』に出国日他必要事項を入力し、すみやかに(株)国際研修サービスに通知していただきます。

保険責任の開始日

加入手続き以降、保険加入者が保険契約の締結時に定めた保険期間開始時から保険責任が開始します。

ただし、**保険料の振込手続きが済んでいなければ保険責任は開始しません。**

(注)保険料の振込手続きが遅れた場合は、着金日より保険責任は開始します。

被保険者証明書のWEB発行

技能実習生各人に『被保険者証明書』をWEBで発行できます。内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

外国人技能実習生総合保険 補償の詳細

補償重複との表記がある保険金についてのご注意

被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、保険金の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の可否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

他の保険契約等との表記がある場合の取扱いについて

他の保険契約等がある場合、保険金の種類によりお支払いする保険金の取扱いが次のとおりとなります。

お支払いする保険金の額

保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（*1）の合計額が、損害の額もしくは費用の額（*2）を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。

- 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（*1）
- 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額もしくは費用の額（*2）から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（*1）を限度とします。

（*1）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（*2）それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。

※印を付した用語については、P11の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	責任期間*中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 注 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
	責任期間*中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が生じた場合	後遺障害*の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。 注1 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 注2 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 注3 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 注4 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 外科的手術その他の医療処置によるケガ（ただし、「引受保険会社が保険金を支払うべきケガ」の治療*によるものである場合には、保険金をお支払いします。） ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの ● 業務上の事由または通勤によるケガ など
海外旅行傷害保険	責任期間*中の事故によるケガ*のため、治療*(義手、義足の修理を含みます。)を受けられた場合 補償重複 他の保険契約等	被保険者が現実に支出した次の費用のうち社会通念上妥当な金額で、かつ、保険事故と同等のその他の事故(疾病治療費用保険金の場合は、保険金をお支払いする場合の病気の発病と同等のその他の病気の発病)に対して通常負担する金額相当額をお支払いします。ただし、事故の発生の日(治療費用保険金の場合)または治療*を開始した日(疾病治療費用保険金の場合)からその日を含めて180日以内に要した費用に限り、 ア. 診療関係、入院*関係の費用 イ. 義手、義足の修理費用(治療費用保険金のみ対象) ウ. 入院により必要となった次の費用(1回の事故または1疾病*につき、エを合計して10万円限度) A. 交通費 B. 治療のための通訳雇入費 C. 国際電話料等通信費 D. 身の回り品購入費(3万円限度) エ. 通院により必要となった交通費(1回の事故または1疾病*につき、エを合計して10万円限度) オ. 救急措置として被保険者を病院・診療所に移送するための緊急移送費 カ. 病院・診療所に専門医師がいないまたはその病院・診療所での治療が困難なことにより、他の病院・診療所へ移転するための費用 など	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気 ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気 ● 妊娠、出産、早産または流産による病気 ● 歯科疾病(虫歯や歯冠・歯根・歯肉に関する疾病) ● 戦争、その他の変乱*、暴動による病気(テロ行為による病気は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気 ● 原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの(疾病治療費用保険金の場合) ● ピッケル、アイゼン等登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病 ● 上記「傷害補償条項」により保険金を支払うべきケガに起因する病気 ● 業務上の事由または通勤によるケガ など
	① 責任期間*中に発病*した病気*または「責任期間終了後48時間以内に発病した病気(その病気の原因が責任期間中に発生したものに限り、)」を直接の原因として、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療*を開始された場合 ② 責任期間中に感染した所定の感染症*のため、責任期間が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに治療を開始された場合 補償重複 他の保険契約等	疾病治療費用保険金	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病死亡危険補償条項 疾病死亡保険金	<p>①責任期間中に病気*のため、死亡された場合</p> <p>②「責任期間中に発病*した病気」または「責任期間終了後48時間以内に発病した病気(その病気の原因が責任期間中に発生したものに限り、)」のため、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療*を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていたことを要します。</p> <p>③責任期間中に感染した所定の感染症*のため、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合</p>	<p>疾病死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。</p>	<p>前ページ「疾病治療費用保険金」の保険金をお支払いしない主な場合と同じ</p>
海外旅行 救済者費用等補償条項 救済者費用等保険金	<p>救済対象者*が次の①～④のいずれかに該当したことにより、被保険者*(*)が費用を負担された場合</p> <p>①次のいずれかに該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 責任期間中に被ったケガ*または責任期間中の自殺行為のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 病気*または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として、責任期間中に死亡した場合 責任期間中に発病*した病気のため、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合(ただし、責任期間中に治療*を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていたことを要します。) <p>②責任期間中に救済対象者が危篤*(*)となった場合</p> <p>③責任期間中に救済対象者が搭乗している航空機または船舶の行方不明もしくは遭難した場合または山岳登山*(*)中に遭難された場合</p> <p>④責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により救済対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合</p> <p>(*)この補償条項により補償を受ける方で、保険契約者、救済対象者または救済対象者の親族*をいいます。</p> <p>(*)重傷または重病のため生命が危く予断を許さない状態であると医師*が判断した場合をいいます。</p> <p>(*)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。</p> <p>補償重複 他保険契約等</p>	<p>被保険者が負担された次のア～カの費用のうち社会通念上妥当な部分で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額を、その費用の負担者にお支払いします。</p> <p>ア. 遭難した救済対象者*の捜索、救助または移送する活動に要した費用</p> <p>イ. 救済者*の現地*までの往復航空運賃等の交通費(救済者3名分まで)*(*)</p> <p>ウ. 救済者*の現地および現地までの行程での宿泊施設*の客室料(救済者3名分かつ1名につき14日分まで)*(*)</p> <p>エ. 治療*を継続中の救済対象者を現地から移送する費用*(*)</p> <p>オ. 遺体の移送費用</p> <p>カ. 諸雑費(救済者*の渡航手続費および救済対象者もしくは救済者が現地において支出した交通費、国際電話料等通信費、救済対象者の遺体処理費等をいいます。)(20万円限度)*(*)</p> <p>(*)上記イ、ウについては、左記「保険金をお支払いする場合」の④の場合において救済対象者の生死が判明した後または救済対象者の緊急な捜索・救助活動が終了した後に現地に赴く救済者にかかる費用は除きます。</p> <p>(*)救済対象者が戻戻しを受けた帰国のための運賃または救済対象者が負担することを予定していた帰国のための運賃や、治療費用保険金・疾病治療費用保険金の「保険金のお支払額」ア、イ、オ、カで支払われるべき費用については除きます。</p> <p>(*)治療費用保険金・疾病治療費用保険金の「保険金のお支払額」ウ、エで支払われるべき費用については除きます。</p>	<p>●保険契約者、救済対象者*または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による費用(自殺行為により死亡された場合は保険金をお支払いしません。)</p> <p>●自殺行為(死亡された場合には保険金をお支払いします。)、犯罪行為または闘争行為による費用</p> <p>●自動車等*の無資格運転・酒気帯び運転*(いずれも死亡された場合には保険金をお支払いします。)*または麻薬等を使用しての運転中の事故による費用</p> <p>●戦争、その他の変乱*、暴動による費用(テロ行為による費用は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</p> <p>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による費用</p> <p>●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他見所見*のないものによる費用</p> <p>など</p>
★日常生活賠償特約 日常生活賠償保険金 ★本人のみ補償特約(賠償責任補償特約用)セット 団体総合生活補償保険	<p>①保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>②日本国内において保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、誤って線路へ立ち上ってしまったこと等が原因で電車等*(*)を運行不能*(*)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>ア. 本人の居住の用に供される住宅*(*)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>(*)1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>(*)2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。</p> <p>(*)3) 敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>(注)被保険者の範囲は、次のとおりです。本人(本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族に限り、)を被保険者とします。)</p> <p>補償重複 他保険契約等</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額*(0円)</p> <p>(注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p> <p>(注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>(注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。</p>	<p>●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害</p> <p>●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)</p> <p>●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任</p> <p>●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任</p> <p>●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)*が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任</p> <p>●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任</p> <p>●心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任</p> <p>●自動車等*の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)*、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>●戦争、その他の変乱*、暴動による損害</p> <p>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</p> <p>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害</p> <p>など</p>

- この契約には「戦争危険等免責に関する一部修正特約」(海外旅行傷害保険)および「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」(団体総合生活補償保険)が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
- 本人のみ補償特約(賠償責任補償特約)がセットされているため、日常生活賠償保険金の被保険者の範囲は、本人のみとなります。なお、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限り)を被保険者とします。
- 海外旅行傷害保険にはそれぞれ以下の特約がセットされています。
 - 【治療費用100%補償期間】
外国人研修生特約・感染症追加補償特約・技能実習特約
 - 【治療費用30%補償期間】
外国人研修生特約・感染症追加補償特約・技能実習特約・治療費用の支払責任の一部変更に関する特約
- 技能実習特約がセットされた場合、傷害補償条項・疾病治療費用補償条項・疾病死亡危険補償条項について業務上の事由または通勤によるケガ・病気が原因で保険金をお支払いします。
- 治療費用の支払責任の一部変更に関する特約がセットされた場合、治療費用*に対し、公的制度からの支払等*がされない場合、保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{治療費用} \times 30\% = \text{保険金の額}$$
 - (*1) 公的制度からの支払等がされる治療費用に対し、保険金の支払を請求される場合は、該当する保険金に規定された書類に加え、公的制度からの支払等を証明する医療機関等発行の証明書類を提出しなければなりません。
 - (*2) 上記(*1)の書類をご提出いただけない場合は上記の算式によって算出した額とします。

※印の用語のご説明

- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「医師」とは、被保険者*が医師である場合は、被保険者*以外の医師をいいます。
(*) 救護者費用等補償条項の場合は、救護対象者*とします。
- 「1疾病」には、合併症および続発症を含みます。
- 「救護者」とは、救護対象者*の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地*へ赴く救護対象者の親族*(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。
- 「救護対象者」とは、被保険者*が証明書記載の被保険者をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状*を含みます。
(*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「現地」とは、事故発生地または救護対象者*の収容地をいいます。
- 「後遺障害」とは、治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないものを除きます。
- 「公的制度からの支払等」とは、公的医療保険制度からの支払または労働者災害補償制度からの給付をいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「宿泊施設」とは、ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
- 「所定の感染症」とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺炎症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、グニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。(感染症追加補償特約をセットしています。)
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
- 「責任期間」とは、出国確定以降、保険加入者が保険契約の締結時に定めた保険期間開始時から、日本国における技能実習を終了し、国籍国等(国籍または住所を有する国をいいます。)へ帰国手続きを終了するまでとなります。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「治療費用」とは次の費用をいいます。
 - ①被保険者以外の医師の診察費、処置費および手術費
 - ②被保険者以外の医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
 - ③X線検査費、諸検査費および手術室費
 - ④職業看護師^(注)費。ただし、謝金および礼金は含みません。
 - ⑤病院または診療所へ入院した場合の入院費
 (注) 職業看護師
日本国外において被保険者の治療に際し、被保険者以外の医師が付添を必要と認めた場合の職務として付添を行う者を含みます。
- 「入院」とは、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方。ただし団体総合生活補償保険(日常生活賠償特約セット)の場合は戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「発病」とは、医師*の診断による発病をいいます。
- 「病气」とは、ケガ*以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産および流産を除きます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

■ご加入の際のご注意

- ①この保険は、(公財)国際人材協力機構を保険契約者とし、実習実施者または監理団体を保険加入者、技能実習生を被保険者とする海外旅行傷害保険・団体総合生活補償保険包括契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として(公財)国際人材協力機構が有します。
なお、技能実習生専用の保険ですので、技能実習生以外には加入することができません。
- ②この保険はパンフレット表紙記載の保険会社による共同保険であり、幹事会社(三井住友海上)が他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

三井住友海上(契約幹事会社)	引受割合	33.75%	東京海上日動火災	引受割合	26.05%
損害保険ジャパン(査定幹事会社)	引受割合	38.20%	あいおいニッセイ同和	引受割合	2.00%
- ③(株)国際研修サービスは、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、(株)国際研修サービスにお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ④このパンフレットは「海外旅行傷害保険(セットされる主な特約:外国人研修生特約、技能実習特約、治療費用の支払責任の一部変更に関する特約)および「団体総合生活補償保険(セットされる主な特約:日常生活賠償特約)」の概要についてご説明したものです。詳細につきましては、海外旅行傷害保険普通保険約款・団体総合生活補償普通保険約款、特約および特約書によりますが、ご不明な点がございましたら(株)国際研修サービスまたは引受保険会社にお問い合わせください。ご加入に際しては必ず別冊「重要事項のご説明」をよくお読みください。なお、ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者より被保険者全員にこのパンフレットの内容をご説明いただきますようお願いいたします。

(株)国際研修サービス

ご加入に関することや、事故のご連絡・ご相談 : TEL 03-3453-3700 FAX 03-3453-3703

02 団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

保険期間は、最長12か月までの設定ができます。

また、政府労災保険等、他の保険から保険金が支払われる場合であっても、この保険からも保険金をお支払いいたします。

この保険は、保険期間中に発生した急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者（保険の対象となる方）がケガをされたとき等に保険金をお支払いする商品です。



1 補償のラインアップ

死亡
(ケガのみ)



後遺障害
(ケガのみ)



入院
(ケガのみ)



手術
(ケガのみ)



通院
(ケガのみ)



2 保険契約者・保険加入者・被保険者

保険契約者

公益財団法人 国際人材協力機構

保険加入者

監理団体または実習実施者・登録支援機関

被保険者(保険の対象となる方)

技能実習生(「技能実習」の在留資格をもって技能実習に従事するもの)
特定技能外国人(「特定技能1号」の在留資格をもって特定技能に従事するもの)
外国人研修生(「研修」の在留資格をもって研修に従事するもの)

3 補償内容

24時間補償タイプ(主に下記のような場合に保険金をお支払いします。)

交通事故をはじめ、日常生活中に起きる急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。

日常生活でのケガ



スポーツ中のケガ



就業中のみ補償タイプ



通勤途上ではねられた
ときのケガ



技能実習中のケガ

- ご加入いただく場合は、「24時間補償タイプ」と「就業中のみ補償タイプ(*)」の2種類から補償タイプを選択していただけます。
- (*)就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約をセットします。
- 保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「団体総合生活補償保険 (MS&AD型) 補償の詳細」をご確認ください。

4 保険金額・保険料

■ 保険金額（1口あたり）

	プラン1	プラン2
傷害死亡・後遺障害※1	100万円	100万円
傷害入院保険金日額※2	1,000円	—
傷害通院保険金日額	500円	—

※1 傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度によって傷害死亡・後遺障害保険金の4%～100%となります。

※2 プラン1は傷害手術保険金もお支払対象となります。傷害手術保険金のお支払額は入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍となります。

■ 一時払保険料（1口あたり）

【24時間補償タイプ】

	10か月	11か月	12か月
プラン1	3,390円	3,730円	4,060円
プラン2	1,150円	1,270円	1,380円

【就業中のみ補償タイプ】

	10か月	11か月	12か月
プラン1	1,110円	1,200円	1,310円
プラン2	380円	410円	450円

*上記の保険期間以外での引受は代理店・扱者までお問い合わせください。

■ 加入限度

被保険者1名あたり、プラン1で5口、プラン2で5口が限度となります。加えて、プラン1、プラン2合わせて10口が限度となります。

5 ご契約方法とご加入手続き

(1) 保険期間の設定

- 保険期間は12か月までとなりますので、36か月の加入を希望される場合は、初年度に12か月の保険期間でご加入いただき、その後、1年ごとに更新手続きを行っていただくことで、36か月の補償が可能となります。
- 保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

(2) ご加入手続き

加入依頼書の提出

下記のいずれかの方法によりお申し込みください。

① メールでの加入申込

(株)国際研修サービスのホームページ (<http://www.k-kenshu.co.jp/>) より加入依頼書をダウンロードいただき加入内容を入力（捺印不要）のうえ hoken@k-kenshu.co.jp にご送付ください。

② 書面での加入申込

『保険加入依頼書』に必要事項を記入し、ご捺印のうえ(株)国際研修サービスに郵送願います。

(注)『保険加入依頼書』にご記入の際は、記載事項に間違いがないか十分にご確認ください。記載事項が事実と相違している場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

保険料のお支払い

保険料は出国日が確定し、出国するまで、もしくは保険開始希望日まで(公財)国際人材協力機構の下記指定口座にご送金ください。誠に恐れ入りますが振込手数料は貴社にてご負担願います。

払込先銀行	みずほ銀行 東京中央支店	三井住友銀行 東京公務部
普通預金口座	2883107	900809
受取人	ザイ) コクサイジンザイキョウリヨクキコウ ホケンリョウグチ	ザイ) コクサイジンザイキョウリヨクキコウ

⚠ 注意

団体総合生活補償保険(MS&AD型)加入通知書の提出

被保険者ごとの保険の開始日が確定したところで、『団体総合生活補償保険(MS&AD型)加入通知書』に保険始期日等を記入し、すみやかに(株)国際研修サービスに通知していただきます。

保険責任の開始日

ご提出いただく『団体総合生活補償保険(MS&AD型)加入通知書』に記載された保険始期日から保険責任が開始します。

ただし、**加入依頼書の提出と保険料の振込手続きが済んでいなければ保険責任は開始となりませんので、ご注意ください。**

(注) 保険料の振込手続きが遅れた場合は、着金日より保険責任の開始となります。

被保険者証明書の発行

技能実習生各人に『被保険者証明書』を発行します。内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

団体総合生活補償保険 (MS&AD型) 補償の詳細

※印を付した用語については、P15の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 注1 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 注2 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ* ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ* ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ* ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ* ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ*
傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	$\text{傷害死亡・後遺障害保険金額} \times \text{約款所定の保険金支払割合 (4\% \sim 100\%)}$ 注1 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 注2 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 注3 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 注4 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ (テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ* ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ* ●原因がいかかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかかなるときでも、誤嚥(ごん)※によって発生した肺炎* ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など
傷害入院保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。) 注1 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 注2 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{傷害入院の日数}$ 注1 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 注2 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ (テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ* ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ* ●原因がいかかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかかなるときでも、誤嚥(ごん)※によって発生した肺炎* ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など
傷害手術保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間*(180日)中に手術*を受けられた場合	1回の手術*について次の額をお支払いします。 ① 入院*中に受けた手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ ② ①以外の手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$ 注 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ (テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ* ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ* ●原因がいかかなるときでも、誤嚥(ごん)※によって発生した肺炎* ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など
傷害通院保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) 注 通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	$\text{傷害通院保険金日額} \times \text{傷害通院の日数}$ 注1 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 注2 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 注3 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ (テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ* ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ* ●原因がいかかなるときでも、誤嚥(ごん)※によって発生した肺炎* ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など

●就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約をセットした「就業中のみ補償タイプ」の場合、次に掲げるケガ*に限り、傷害保険金をお支払いします。
 ①②③以外の場合
 被保険者が職業または職務に従事している間(通常通勤途上を含みます。)*のケガ
 ②被保険者が企業等の役員または事業主である場合
 次のアまたはイのいずれかに該当する間のケガ
 ア. 企業等の役員または事業主としての職務に従事している間(通常通勤途上を含みます。)*で、かつ、次のいずれかに該当する間
 ・企業等の就業規則等に定められた正規の就業時間中(被保

険者の休暇中を除きます。)
 ・企業等の施設内にいる間および企業等の施設と企業等の他の施設との間を合理的な経路および方法により往復する間
 ・取引先との契約、会議(会食を主な目的とするものを除きます。)*等のために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または企業等との間を合理的な経路および方法により往復する間
 イ. 被保険者に対し労災保険法等*による給付が決定されるケガが発生した場合の職務従事中および通勤中
 (*)日本国の労働災害補償法令をいいます。
 ●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認

定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

- すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

補償対象外となる運動等

山岳登はん(*1)、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗

その他これらに類する危険な運動

- (*1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。
- (*2)グライダーおよび飛行船は含みません。
- (*3)職務として操縦する場合は含みません。
- (*4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

補償対象外となる職業

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士
その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

※印の用語のご説明

- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行(*2)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
(*)いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
①細菌性食中毒
②ウイルス性食中毒

(*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。

- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等の固定具を装着した場合に限り、
・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限り、
- 「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であった、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*を除きます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間*内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、「被保険者証明書」等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称 ・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、「被保険者証明書」等記載の期間または日数をいいます。なお、入院*が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称 ・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金

- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
①公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(*1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
②先進医療*に該当する診療行為(*2)

(*)1①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、歯科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。

(*2)②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

- 「乗用車」とは、自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「先進医療」とは、手術*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定める(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準)に適合する病院または診療所において行われるものに限り、をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療*を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医療診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。

■ご加入の際のご注意

①この保険は、(公財)国際人材協力機構を保険契約者とし、実習実施者または監理団体を保険加入者、技能実習生を被保険者とする団体総合生活補償保険(MS&AD型)包括契約です。加入者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として(公財)国際人材協力機構が有します。なお、技能実習生専用の保険ですので、技能実習生以外は加入することができません。

②この保険はパンフレット記載の保険会社による共同保険であり、幹事会社(三井住友海上)が他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。

引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。	
三井住友海上(契約幹事会社)	引受割合 33.75%
損害保険ジャパン(査定幹事会社)	引受割合 38.20%
東京海上日動火災	引受割合 26.05%
あいおいニッセイ同和	引受割合 2.00%

③(株)国際研修サービスは、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、(株)国際研修サービスにお申し込みいただき有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

④このパンフレットは「団体総合生活補償保険(MS&AD型)」の概要についてご説明したものです。詳細につきましては、普通保険約款および特約によりますが、ご不明な点がございましたら、(株)国際研修サービスまたは引受保険会社にお問い合わせください。ご加入に際しては必ず別冊「重要事項のご説明」をよくお読みください。なお、ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者より被保険者全員にこのパンフレットの内容をご説明いただきますようお願いいたします。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)

保険金額(ご契約金額)

保険期間(保険のご契約期間)

保険料・保険料払込方法

2. 加入依頼書への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認ください、加入依頼書に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

・加入依頼書の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認ください。

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。

・加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

*ご加入いただく保険商品の加入依頼書によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

このパンフレットでご説明する補償内容は、特約期間2024年10月1日午前0時から2025年9月30日午後12時(外国人技能実習生総合保険・団体総合生活補償保険)の間に保険責任期間が開始する契約に適用されます。

特約期間とは公益財団法人国際人材協力機構と引受保険会社の間で包括的に引受を行うことを約定した期間をいい、契約締結時に定めます。

ご加入に関することや、事故・ご相談につきましては、
代理店・扱者「(株)国際研修サービス」までご連絡ください。

TEL **03-3453-3700** FAX **03-3453-3703**

保険契約者となって保険制度を運営する窓口【団体窓口】
公益財団法人 国際人材協力機構

〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング11.12階

TEL 03(4306)1100(代表)

FAX 03(4306)1112